



第4章

健やかでいきいき暮らせる まちづくり





第1節

健康づくり施策の推進

現況と課題

- 生活様式等の変化に伴い、食生活、運動、喫煙、飲酒などの生活習慣を起因としたがん、脳卒中、心疾患などの生活習慣病が疾病全体で大きな割合を占め、若年期から高齢期まで増加していく傾向にあります。
- すべての市民にとって「健康」は、人が幸せに生きるための重要な資源としてとらえ、元気に楽しく、安心して暮らすことができるように、一人ひとりが疾病を予防し、健康の保持増進に取り組んでいくことが重要視されています。
- 「自分の健康は自分で守り、つくる」ことを基本に、すべての市民が、運動、栄養、休養のバランスのとれた生活習慣を身につけ、充実した人生を送ることができるよう、地域の実情に即した市民の自主的な健康づくりを支援するとともに、若年期からの生活習慣病対策を進め、ライフステージに応じた疾病の予防、早期発見、早期治療、リハビリテーションができる、保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備をはかる必要があります。

基本方向

- ◆市民一人ひとりのライフステージに応じた健康づくりのため、健康意識の高揚をはかるとともに、保健・医療・福祉の関係機関等と連携し、生涯にわたる健康づくり体制の充実に努めます。

施策の体系

健康づくり施策の推進

健康増進計画「健康まつさか21」の推進

保健事業の充実

健康活動拠点の確保

保健・医療・福祉体制の整備

施策の内容

1. 健康増進計画「健康まつさか21」の推進

(1) 健康づくりの総合的な推進

- 「自らの健康は自らがつくる」との健康意識の高揚を図ります。
- 家庭を基盤とした積極的な健康づくりの実践と習慣化に努めます。
- 地域、グループなど市民が主体の健康づくり組織の育成支援を行います。

(2) 適正な生活習慣形成の支援

- 栄養（食生活）・運動・休養（こころの健康）の大切さを普及啓発します。

2. 保健事業の充実

(1) 母子保健の充実

- 妊産婦の健康の保持増進に努めます。
- 子どものこころとからだの健やかな発達を支援します。

(2) 老人（成人）保健事業の充実

- 若年層からの生活習慣病予防対策を推進します。
- 健康診査の受診勧奨に努め、適切な保健指導の実施をはかります。
- 地域の実情に応じた健康教育、健康相談を推進します。

(3) 歯と口の健康づくりの推進

- ライフステージに応じた歯や口の健康づくりを推進します。

(4) 感染症予防対策の推進

- 感染症予防知識の普及、情報提供、予防接種事業などにより、感染症の発生予防、まん延防止に努めます。

3. 健康活動拠点の確保

- 市民の健康活動の拠点となる保健センターの適切な運営をはかります。

4. 保健・医療・福祉体制の整備

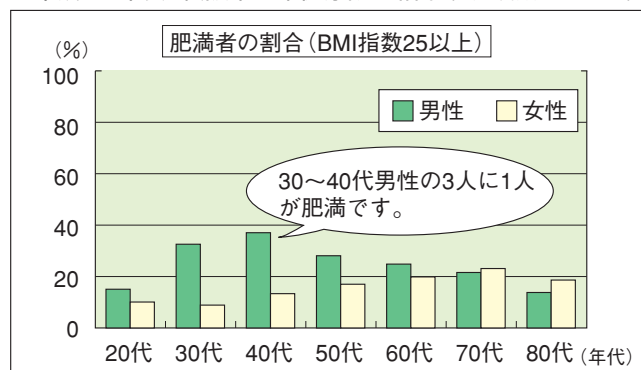
- 疾病の予防、早期発見、リハビリテーションに至る保健・医療・福祉サービスの一体的な提供体制の整備に努めます。
- 保健事業における総合相談を推進し、医療・福祉との有機的連携をはかります。



「こんにちは！スリムな私教室」（生活習慣予防教室）

※肥満（内臓脂肪）と「高血圧・高脂血・高血糖」のうちで2項目以上を併せ持った状態を「**メタボリックシンドローム**」といい、心筋梗塞や脳梗塞などの重篤な病気を引き起こす危険性が高まります。

■平成17年度 松阪市基本健康診査結果（受診者数 10,843）



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第2節

医療提供体制の推進

現況と課題

- 急速に進む少子高齢社会、疾病構造の変化、医療技術の進歩、勤務医不足、市民意識の変化など医療をとりまく環境は大きく変化しています。
- 市民に安心して信頼できる良質な医療の提供や地域医療サービスの充実が求められています。また、過疎地域においては、各種診療を利用することができる診療所等の整備が求められています。

基本方向

- ◆市民が健康で安心して生活が送れるよう高度医療サービスを提供するとともに、疾病の早期発見や予防のために各種健(検)診の充実をはかります。
- ◆地域に密着した医療サービスを推進します。

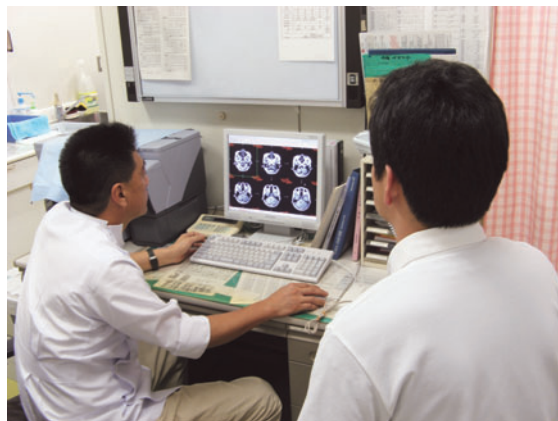
施策の体系

医療提供体制の推進

市民病院の充実

救急医療体制の充実

初期医療サービスの充実



電子カルテの導入（松阪市民病院）

施策の内容

1. 市民病院の充実

- 急性期病床・緩和ケア病床等の充実をはかり、基幹病院としての役割を果たします。
- 早期発見や予防のために、人間ドックや各種健(検)診・相談体制を充実します。
- 健診センターおよび緩和ケア病床など保健・医療施設の整備を推進します。
- 医療連携情報システムなどのIT事業を充実します。

2. 救急医療体制の充実

- 休日夜間応急診療所の運営体制の充実をはかるため、医師会や歯科医師会、薬剤師会等の関係団体との連携強化に努めます。
- 小児救急をはじめとする二次救急医療については、連絡会議の開催や運営事業の支援に努め、二次救急医療体制の維持と充実をはかります。

3. 初期医療サービスの充実

- 地域診療所の医師の確保、施設の整備など住民の日常生活圏内における初期医療が充足されるよう努めます。
- 安心して日常生活を過ごすために、「かかりつけ医・歯科医」を推進します。



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第3節

高齢者施策の充実

現況と課題

- 平成12年度の介護保険制度導入以降、在宅介護サービスの充実および介護保険施設等の基盤整備が進められました。また、急速な高齢化の進展に伴い介護サービス需用が増加する一方、それに応えるための事業量も着実に伸び、介護生活を社会全体で支えるしくみが整備されてきました。
- 要介護者が今後も増加することが見込まれるため、今後は高齢になってもできる限り要介護状態に陥ることのないよう、また要介護状態の進行防止をはかることで、誰もが安心して利用できる持続可能な制度とすることが重要です。
- 高齢者が、いつまでも住み慣れた地域で、尊厳を保持してその人らしく豊かに暮らすことができるように、地域住民の保健・医療の向上と福祉の増進を包括的に支援する事業の創設が求められています。

基本方向

- ◆平成18年度から推進する予防重視型システムへの転換を基軸にした松阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域や家庭において、自立した生活ができるよう支援するとともに、必要な保健・医療・福祉サービスを安心して受けることのできるサービス供給体制の整備を進めます。

施策の体系

高齢者施策の充実

介護サービスの基盤整備

介護予防施策の推進

活力ある地域づくりの推進



夢虹房パワーリハビリ風景

施策の内容

1. 介護サービスの基盤整備

(1) 地域密着型サービスの創設と充実

- 身近な地域で地域の特性に応じた多様で柔軟なサービスが提供できるよう、「地域密着型サービス」を創設し、その充実をはかります。

(2) 施設サービスにおける質の向上と地域ケアへの連携強化

- できる限り地域で暮らすことができるように、施設の持つ機能を生かして、地域ケアの一翼を担っていけるように連携を強化します。
- いつでも安心して適切な施設ケアを受けられるように質の向上を促進します。

2. 介護予防施策の推進

(1) 地域ケア体制の確立

- 地域において自立した生活ができるように、これまでの老人保健事業、介護予防・地域支えあい事業および在宅介護支援センター運営事業を再編して地域支援事業を創設し、地域の支えあうシステムを構築します。

(2) 地域包括支援センターの設置

- 介護予防事業のマネジメント、被保険者の実態把握と総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護事業、多職種協働による包括的・継続的ケアマネジメント支援を実施します。

(3) 認知症高齢者ケアの充実

- 広く住民に認知症高齢者に対する理解を促進するとともに、認知症ケアの充実をはかります。

(4) ひとり暮らし高齢者等への支援の充実

- ひとり暮らし高齢者などに各種の福祉サービスを提供し、健康で安心して生活ができるよう支援します。

3. 活力ある地域づくりの推進

(1) 積極的な社会参加の促進

- 学習会や研修会を活用した老人クラブ活動、シルバーボランティア活動、就労対策等の推進により、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進に努めます。

(2) 健康づくりへの支援

- 一次予防に重点を置く対策を推進し、健康寿命の延伸をはかっていきます。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らしのまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第4節

障がい者福祉の推進

現況と課題

- 障がい者の生活支援における支援費制度の導入によって、障がい者自身または家族等で障がい福祉サービスが選択でき、自己決定により利用できるようになりましたが、社会参加や生きがい活動など自立した生活が送れる社会の構築が求められています。
- 障がい福祉サービスの提供体制を充実し、社会参加や生きがい活動の支援、また生活支援関係の相談に対応できる体制の充実が必要です。

基本方向

- ◆ 障がい者が、住み慣れた地域で生活することができ、支援を得ながら自立していくことができるように障がい者福祉施策を充実します。

施策の体系

障がい者福祉の推進

啓発と広報活動の推進および福祉教育の充実

生活支援の充実と体制づくり

生活環境のバリアフリーの推進

保健医療サービスの充実

情報提供とコミュニケーション支援体制の充実



障がい者(児)体育レクリエーション大会

施策の内容

1. 啓発と広報活動の推進および福祉教育の充実

- 障がいに関する正しい知識と認識を深める啓発と広報活動および偏見と差別をなくす福祉教育を充実します。
- 公共サービス従事者に対する障がい者理解を高めるための場づくりを進めます。
- 障がい者と地域住民の共生社会の形成とともに、福祉ボランティアへの支援をはかります。

2. 生活支援の充実と体制づくり

(1) 生活支援の充実

- 在宅福祉サービスの提供量の充実と質的向上をはかります。
- サービスの質的向上をはかるため、第三者機関による客観的サービス評価システムを構築します。
- 障がい者が地域で自立していくための支援体制の充実をはかります。
- 就労の機会の拡大、年金等の個人財産の保護、自己決定権の尊重のために成年後見制度の充実をはかります。

(2) 支援体制の強化・推進

- 利用者本位の支援体制を強化し、支援のネットワーク化をはかります。
- 重複障がい者、高次脳機能障がい者、発達障がい者および難病患者への支援体制の確立と推進をはかります。
- 地域での共生・自立への支援体制と社会参加の促進を強化します。
- 障がい者の就業への支援体制づくりを推進します。
- 施設から地域への生活圏域の移動の円滑化と施設機能の地域活用を推進します。
- 障がい者（児）の生活等各種相談の対応と各関係機関の連携を強化します。
- 心身障がい児の療育施設である「松阪市療育センター」の施設機能の強化と充実をはかります。

3. 生活環境のバリアフリーの推進

- ユニバーサルデザインに配慮した生活環境づくりと建築物のバリアフリー化を推進します。
- 安全で安心できる交通環境の整備を推進します。
- 障がい者に対する防災対策の推進と緊急時の通報体制を確立します。

4. 保健医療サービスの充実

- 保健医療サービスの効果的な提供をはかります。

5. 情報提供とコミュニケーション支援体制の充実

- ケーブルテレビ番組での字幕や手話通訳の挿入、市広報紙などの音声化を推進します。
- 手話通訳者および要約筆記者の人材育成と派遣体制の確立をはかります。

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第5節

児童と家庭の福祉の充実

現況と課題

- 少子高齢社会の進展、核家族化の進行、就労構造の変化、地域社会における人間関係の希薄化などにより、子ども自身だけではなく、子どもが育つ中心的な場所である家庭にも大きな環境の変化をもたらしています。
- 今後、「松阪市次世代育成支援行動計画」に基づいて、福祉的・教育的観点から子どもたちが健やかに育つ環境づくりや、子育て支援体制の整備に取り組む必要があります。また、離婚等によるひとり親家庭が増加しており、相談・援助体制の充実をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ 少子化の進行に対応するため、また児童の健全育成をはかるため、「松阪市次世代育成支援行動計画」に基づいて、総合的かつ具体的な子育て支援に努めます。

施策の体系

児童と家庭の福祉の充実

子どもたちがのびのび育つ環境づくり

相談活動の充実

保育サービスの充実

ひとり親家庭等への支援



子育て支援センター

施策の内容

1. 子どもたちがのびのび育つ環境づくり

- 昼間保護者のいない家庭の小学児童に対し、適切な遊び場を与えてその健全な育成をはかるため、放課後児童健全育成事業の推進に努めます。

2. 相談活動の充実

(1) 育成機能の強化

- 家庭児童相談室の家庭相談員による相談や助言、指導を充実するとともに、関係機関との連携により育成機能の強化をはかります。

(2) 配偶者等からの暴力への対応の充実

- 配偶者等からの暴力の防止等をはかるため、婦人相談員が被害者の相談に応じ、必要な指導を行い、関係機関と密接な連絡を取り、効果的な対応をはかります。

(3) 児童虐待への対応の充実

- 児童虐待にかかる相談や通告に対する受付体制を強化し、関係機関との連携を密にし、効果的な対応をはかります。

3. 保育サービスの充実

(1) 保育園の定員の確保

- 待機児童が発生しないよう定員の確保をはかります。また、必要に応じ施設の整備・増設をはかります。

(2) 多様化する保育ニーズへの対応

- 延長保育、障がい児保育、休日保育、一時保育事業等の推進をはかります。
- 子育てサポーターや子育てサークルなどの活動拠点整備をはかり、地域における多様な子育て支援サービスに関する情報を一元化し、提供をはかります。

4. ひとり親家庭等への支援

- 相談・援助体制を充実し、ホームヘルパー派遣、医療費助成等を推進します。

■ 就学前児童の状況（毎年5月1日現在）

（上段／人 下段／％）

年	就学前 児童数	保育所 児童数	幼稚園 児童数	認可外保育所 児童数	在 宅 児童数	保育所定員 充足率
17年 (合併)	9,381	3,452	1,420	711	3,798	3,510
	100.0	36.8	15.1	7.6	40.5	98.3
18年	9,303	3,513	1,445	577	3,768	3,620
	100.0	37.8	15.5	6.2	40.5	97.0

資料：こども未来課



第6節

地域福祉の推進

現況と課題

- 少子高齢社会の進行に加え、就労構造や経済状況の変化などさまざまな要因により、家庭や地域の相互扶助機能が弱体化し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化してきています。一方では、社会福祉を通じた自主的な住民の活動が活発になってきており、中でもボランティアやNPOなどの活動が活性化してきています。
- 今後、地域社会において福祉サービスを総合的・効果的に提供していくためには、住民参加のもとで、住民の日常生活から掘り起こされる生活課題を解決していくための住民、地域組織・団体、行政の役割分担の明確化、人材・組織・既存施設・地域固有の文化などの社会資源の有効活用が求められています。
- 住民参加のもとで多様な視点から各分野を総合化する「地域福祉計画」を策定し、地域福祉活動を推進していく必要があります。

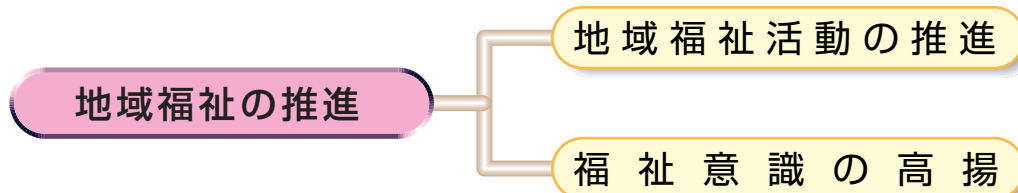
基本方向

- ◆ 高齢者、障がい者、児童をはじめ、市民のだれもが住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、福祉の視点から「地域づくり・まちづくり」をめざします。
- ◆ これまでの住民と行政の関係を見直し、住民はサービスの対象であるとともに、地域福祉活動の担い手として積極的な役割を果たせるようなしくみを住民とともに構築していきます。



ほほえみ昼食会

施策の体系



施策の内容

1. 地域福祉活動の推進

(1) 地域福祉計画の策定

- 地域福祉計画を創り出す過程をとおして、人をおこし、まちをおこし、豊かなコミュニティを築いていけるよう住民と協働して取り組みを進めます。

(2) 松阪市社会福祉協議会との連携・支援

- 地域での各種福祉活動を推進するため、松阪市社会福祉協議会と連携するとともにその活動を支援します。
- 市内全域への地区福祉会開設と充実に努めます。
- 在宅生活支援活動（地域福祉権利擁護事業）を進めます。

(3) ボランティア活動の支援

- 学生ボランティアや地域ボランティアの育成に努めます。
- ボランティアセンターの充実に努めます。

(4) 民生委員・児童委員との連携・支援

- 民生委員・児童委員の活動と連携し、その活動を支援します。
- 小地域での見守り、友愛訪問等生活支援体制の強化に努めます。
- 子育ての支援活動の充実強化に努めます。

(5) 活動拠点とサービス提供体制の整備

- 保健・医療・福祉総合センターの建設を推進します。
- 保健・医療・福祉の有機的連携を推進します。

2. 福祉意識の高揚

- 障がい者、高齢者などの人権を尊重する心のバリアフリーを推進します。
- 広報紙、教育、福祉関連行事等での福祉意識の高揚に努めます。



地域福祉100人委員会

やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり



第7節

社会保障の充実

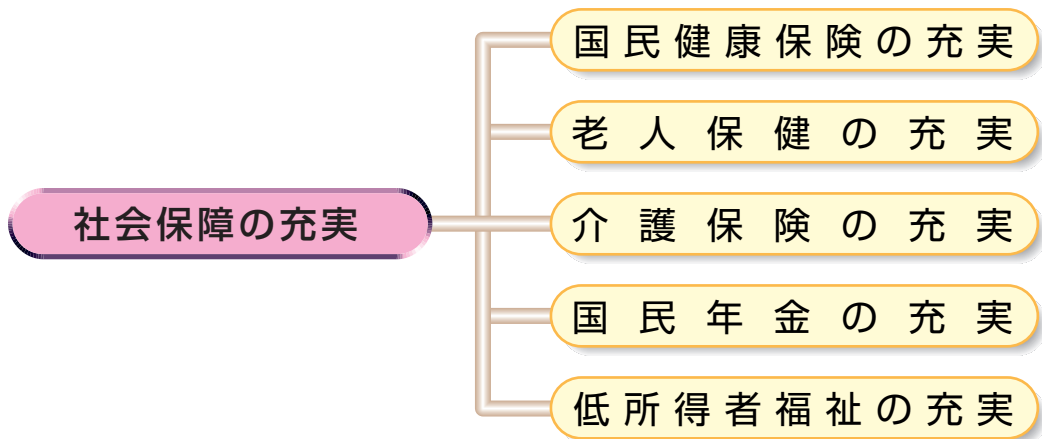
現況と課題

- 国民健康保険、老人保健、介護保険、国民年金、低所得者福祉などの社会保障制度は、健康で文化的な生活を保障するうえで重要な役割を担っていますが、高齢化の進展などにより保険給付は年々増加しており、財政的な影響などを及ぼしています。
- 社会保障制度は、それぞれ適正な運営と安定的な財源確保が求められており、また低所得者福祉については関係機関との連携の強化などにより、自立支援をはかる必要があります。

基本方向

- ◆ すべての市民が安心して豊かな生活が送れるように、関係機関と連携しながら社会保障の充実をはかり、公平で公正な運営に努めます。

施策の体系



施策の内容

1. 国民健康保険の充実

- 適正な賦課および収納率の向上に努めます。
- 健康知識の普及および保険制度の啓発に努めます。
- 医療費抑制のための啓発やレセプト点検体制の充実に努め、医療費の適正化をはかります。

2. 老人保健の充実

- 医療費抑制のための啓発やレセプト点検体制の充実に努め、医療費の適正化をはかります。

3. 介護保険の充実

- 適正な賦課や収納体制の充実に努めます。
- 関係機関と連携した介護保険サービスの総合的で一体的な提供に努めます。
- 適正な介護認定体制の構築と介護サービスの適正化・効率化をはかります。

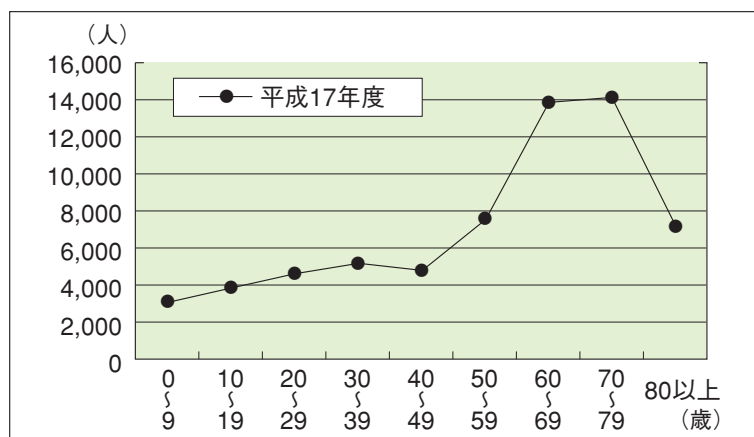
4. 国民年金の充実

- 関係機関との連携を密にし、対象者の適正な把握に努めます。
- 未納者の納付意識の向上や納付困難者に申請免除制度などの利用を促し、年金受給権の確保に努めます。

5. 低所得者福祉の充実

- 給付水準や保護の適正な認定・運用に努めます。
- 社会保険や住宅等の低所得者対策や、さまざまな生活課題に対応する福祉サービスの充実をはかります。
- 生活保護受給者の自立阻害要因を類型化し、個々に必要な支援を行います。

■ 国民健康保険被保険者数（年齢階層別）



資料：保険医療課



やすらぎある
安全なまちづくり

快適で機能的な
まちづくり

環境に配慮する
まちづくり

健やかでいきいき
暮らせるまちづくり

質の高い教育・文化に
ふれあうまちづくり

にぎわいと活力
あふれるまちづくり

共生と交流を
深めるまちづくり

